

Q & A

質問	回答
利用者登録番号の入力は必要か。	継続申請の場合は、必ず入力が必要です。システムで確認いただくか、不明な場合は0854-23-3037(財政課入札契約係)までお問い合わせください。
安来市税の納税確認書(滞納なし証明書)は必要か。	今回から安来市にて調査をしますので、証明書の提出は不要です。本申請をもって、安来市にて納税状況の確認することを申請者より承諾を得たとみなします。その旨ご承知おください。
添付書類の郵送における提出期限は必着か。当日消印有効か。	期限当日消印有効です。
社会保険料納入証明書の申請事由欄について、「他市への申請のため」となっている証明書の写しの添付でも良いか。	証明内容が満たされていれば問題ありません。
A4フラットファイルは必要か？	不要です。

注意事項

提出書類	注意事項
業態調書	「資本関係に関する事項」、「役員の兼任に関する事項」の2箇所該当の有無を記入してください。「役員の兼任に関する事項」への記載漏れがあります。
営業所一覧表	システムにデータを添付したものを印刷して提出してください。書面での提出漏れがあります。
測量等実績調書、技術者経歴書	書面の提出はシステムにデータが添付できない場合のみです。
委任について	島根県電子調達共同利用システムにて、委任先の追加をして安来市に申請をした場合、安来市の委任の定義は以下の6点とします。 1. 入札並びに見積に関する事 2. 契約の締結、解除及び契約の履行に関する事 3. 代金の請求及び受領に関する事 4. 入札及び契約保証金に関する事 5. 特別共同企業体の結成に関する事 6. 復代理人の選任及び解任に関する事 上記6点の委任内容を一部除外する場合は、別途委任状の提出を求めます。